

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめはいじめを受けた生徒の心に長く深い傷を残し、その人生にまで影響を与えるものである。いじめは絶対に許されない行為である。
- (2) 本校はすべての生徒が安心して学校生活を送れるよう、いじめの未然防止・早期発見・早期解決に努めていく。
- (3) いじめが発覚した場合にはいじめを受けた生徒を守り、いじめを行った生徒に対して断固として厳しい指導を行う。

2 学校及び教職員の責務

本校及び本校の教職員は保護者、地域住民と連携を図り、いじめの防止、早期発見に努め、いじめが発覚した際には適切かつ迅速に対処する責務を有す。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

本委員会はいじめの未然防止、情報収集、早期解決にあたるため設置する。

イ 所掌事項

- 未然防止策の検討。
- 早期発見のための情報収集。
- 早期解決のための解決策の検討。

ウ 会議

企画調整会議の開催に合わせて開催する。

エ 委員構成

校長、副校長、経営企画室長、主幹教諭、教務部主任、生活指導部主任、進路指導部主任、保健部主任、教育情報部主任、各学年主任

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

校内体制だけでは解決できない重大事態発生時に解決にあたるため、外部有識者を交え設置する。

イ 所掌事項

- 重大事態発生の際、いじめられた生徒の安全の確保
- 関係機関、専門家等との相談・連携
- いじめが犯罪行為とみなされる事案について警察との連携

○重大事態に係る調査の実施をはじめ、その他の重大事態への対処

ウ 会議

各学期に1回、学校運営協議会開催時に合わせて開催。

エ 委員構成

(校外) 同窓会代表、PTA会長、町田市教育委員、近隣中学校、地域の健全育成委員、学識経験者(大学教授)

(校内) 校長、副校長、経営企画室長、主幹教諭、教務部主任、生活指導部主任、進路指導部主任、保健部主任、教育情報部主任

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

ア 本校の教育活動全体を通じて生命の尊さや思いやりの心を育む。

イ HR、始業式、終業式などあらゆる機会に「いじめは絶対に許されない」ことを周知徹底していく。

ウ HR、生活指導部オリエンテーション、HPなどを通して本校はいじめに対して厳しく対処していくことを周知徹底する。

エ 情報の授業などを利用してインターネット上のいじめについても防止のための啓発を行う。

オ いじめに関する校内研修を行い教職員の資質を向上させる。

カ 生徒に対するいじめ防止の講話を実施する。

(2) 早期発見のための取組

ア 教職員全員で、HR、授業など日常のあらゆる場面で生徒の様子を観察し、気になる変化がある場合、すぐに声をかけ、話を聞く。

イ 個人面談を利用して担任がこまめに聞き取りを実施する。

ウ 保健室、スクールカウンセラーなどの利用法を周知し、相談体制を整備する。

エ 担任、授業担当者、部活動顧問、養護教諭、スクールカウンセラーなどお互いに連絡を密にし、気になる生徒の変化などについては教職員全体で情報を共有する。

(3) 早期対応のための取組

ア いじめが発生した場合は教職員全体で情報を共有し速やかに組織的に対応する。

イ 担任、学年、生活指導部を中心に情報収集を行い、事実関係を正確に把握する。指導やその後の対応についても該当学年と生活指導部が中心になり原案を作り、学校いじめ対策委員会で検討し、対応する。緊急性を要する場合は管理職の判断で対処することもある。

ウ いじめを受けた生徒、いじめを知らせてくれた生徒の安全を確保し、カウンセリングなどを行い心のケアも図る。

エ いじめを行った生徒に対しては毅然とした態度で再発防止のための指導を行う。

オ いじめを傍観していた生徒に対しても指導を行い、いじめを自らの問題として捉えさせ、自らの行為について深く考えさせていく。

(4) 重大事態への対処

- ア いじめられた生徒の安全と安心して教育が受けられる環境を確保する。
- イ 東京都教育委員会へ速やかに報告し、連携するとともに専門家の助言なども受けつつ事態に対応する。
- ウ いじめが犯罪行為として扱われるべき事案については警察と連携して対処する。
- エ 学校サポートチームが中心となり全教職員で解決に向けて取り組む。

5 教職員研修計画

- (1) 各学期ごとに教育相談に関する教職員研修を実施し、教育相談に関する教職員の能力を向上させる。
- (2) 毎年3回以上いじめに関する教職員研修を実施する。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 普段から家庭との連絡を密に取り、保護者が相談しやすい関係を築いておく。
- (2) いじめられた生徒、いじめた生徒双方の保護者には正確な情報に基づいて事実を説明し、問題解決のために真摯に協力関係を築いていく。
- (3) いじめが発生した際には必要に応じて緊急保護者会などを開き、正確な情報と学校が問題解決に取り組んでいることを周知する。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 学校サポートチームの会議を通して地域の情報などを集める。
- (2) 毎年年度当初に管理職及び生活指導部で町田警察署少年係を訪問し、担当者、連絡法などを確認し連携を深める。
- (3) 毎月町田市青少年健全育成町田中央地区委員会に参加し連携関係を築く。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 学校評価アンケートの中で本校の取り組みについて評価を行い、改善を図る。
- (2) 毎年年度末に本基本方針について見直し、必要に応じて改訂する。